

新潟県と新潟労働局との雇用対策協定

(目的)

第1条 この協定は、新潟県と厚生労働省新潟労働局（以下「新潟労働局」という。）が、働き方改革を推進するとともに、人口減少等の諸課題に対応するため相互に連携した雇用施策を実施し、その雇用施策を通じて地方創生や若者・障害者・女性・高齢者等の働く意思のある様々な方が活躍できる雇用環境の整備を実現することを目的として締結する。

(事業内容等)

第2条 新潟県及び新潟労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組及び実施方法等を事業計画として毎年度定めるものとする。

2 前項の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の確認等は、新潟県及び新潟労働局の職員で構成する運営協議会が実施するものとする。

(要請等)

第3条 新潟県知事及び新潟労働局長は、それぞれが取り組む施策を推進するため、必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 新潟県知事及び新潟労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(秘密保持)

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、新潟県及び新潟労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、またはこの協定に定める事項を変更しようとするときは、新潟県及び新潟労働局は協議して定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、新潟県知事及び新潟労働局長が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年 3月30日

新 潟 県 知 事 米 山 隆



厚生労働省新潟労働局長 梅 澤 眞

